広島地方裁判所委員会(第36回)議事概要

- 第1 開催日時
 - 平成28年6月16日(木)午後3時
- 第 2 開催場所 広島地方裁判所裁判員候補者待合室
- 第3 出席者
 - [委員] 江種則貴,大久保隆志,後藤友之,小西洋,佐々木和宏,髙尾ひと み,平岡真,中西敏夫,宮崎英一,矢仲徹太郎,横山繁夫(敬称略 五 十音順)
 - [事務担当者] 丹羽裁判長,山頭刑事首席書記官,岡田刑事次席書記官,吉川裁判員調整官,清山事務局長,清家事務局次長,倉迫総務課長,別府総務課長補佐
- 第4 議事(発言者:■委員長,●委員,◆説明者)
 - 1 前々回委員会で出された意見に対する検討,取組状況等別紙第1のとおり報告がなされた。
 - 2 議事「裁判員裁判について」

模擬選任手続(オリエンテーションを含む。)を行い,選任手続や裁判員 候補者に送付している文書,裁判の分かりやすさなどについて意見交換が行 われた(意見交換の内容は別紙第2のとおり)。

3 次回期日及びテーマ等について

平成29年2月2日(木)午後3時から,女性の能力活用,ワーク・ライフ・バランス等について意見交換することとした。

(別紙第1)

◆ 1点目として、民事調停手続の良さや解決率の高さなどをホームページなどでもっとPRしてはどうかという御意見をいただいていたので、裁判所のホームページをリニューアルした。具体的には、当庁のホームページのトップページに「民事調停」というバナーを貼り、そこから直接、民事調停手続に関するページに移動するようにし、民事調停手続を利用する際のメリットをアピールできるよう工夫した。

また、模擬調停の様子をホームページに掲載してはどうかという御意見をいただいていたが、ホームページは最高裁が管理しているところ、現在の仕様では動画を掲載することができないため引き続き検討していきたい。

2点目として,調停の相手方に調停期日呼出状,申立書副本を送付する際に同封している「調停について」という書面が,文字が多い上,表現振りについても,不親切な印象を受けるという御意見や,この書面を同封する代わりに,リーフレット「ご存知ですか?簡易裁判所の民事調停」を同封してはどうかという御意見をいただいていた。

そこで、お手元にお配りしているリーフレットと現在使用している「調停について」という書面の双方の内容を兼ね備えた書面を作成し、呼出状に同封するようにした。

3点目として、相手方に対する調停期日呼出状などの個人情報も含まれる重要な書類は、誤配達による個人情報の流出を防止する観点からも、少なくとも簡易 書留によるべきではないかという御意見もいただいた。

裁判所としては、簡易書留による場合には、誤配達の防止ができる反面、申立 人に更に郵便切手の負担を強いることや、相手方が受け取らなかった場合、その 分第1回調停期日の指定が遅れるなどのデメリットもあることから、裁判関係書 類を受け取る際の郵送方法について、相手方の意識を確認したいと考えている。

そこで、現在、この点も含め、民事調停手続の利用者に対し、アンケートを 実施することを企画している。このアンケートで、ユーザー目線からの意見、実 情を踏まえて、更に充実した民事調停手続の運営に向けた改善ができればと考え ている。

以 上

(別紙第2)

- 本日,模擬選任手続の前に「事案の概要」を御覧いただいたが、今回の事件がどういう事件か、なぜこれを見なければならないのかが、すぐにお分かりいただけたか。また、方法も「事案の概要」を黙読していただく方法と、係の者が説明をするという方法があるが、この辺りについてもいかがか。
- 裁判員等候補者は、選任手続期日に裁判所に来るまではどういう事案を担当することになるのか全く分からないのか。
- ◆ 裁判員等候補者に送付する書類には、担当する事件について書かれていない。選任手続期日に裁判所に来て、事案の概要を見て、初めて担当する事件の内容等が分かるというのが今のやり方である。
- どのぐらい日数が掛かるかも、そのときになって初めて分かるのか。
- ◆ 職務従事予定期間は裁判員等候補者の方に送付する書類に記載されている。
- 裁判員等候補者に送付する書類の中に、裁判の日数や事案の概要が書かれていれば、この事案でこの日数なら時間を割けるなとか、御遺体の写真等が証拠として出されるのであれば困るなということが考えられるのではないか。
- 裁判員裁判の開廷情報をホームページに掲載しているので、場合によっては、その開廷情報と見比べると、事件名は分かる。
- ◆ 今年の5月から広く国民の方々に各地方裁判所で翌月以降どのような裁判員 裁判が予定されているかという開廷情報を、裁判所のホームページに掲載する ようになった。

これは、国民の方々に各地方裁判所でどのような裁判員裁判が行われているかということを知ってもらい、興味関心を持った方には傍聴していただき、裁判員裁判に対する理解などを深めていただきたいということから始まったもので、事件名、事件番号、開廷年月日、開廷時刻、法廷名などが掲載されている。

ただし、それぞれの事件の内容に直接関わるような、被告人の氏名、具体的な 犯罪事実の内容などは掲載されていない。

■ 今御説明した開廷情報は、広島地方裁判所のホームページのトップページに 「裁判員裁判の開廷情報を載せました」というところがあるので、それをクリッ クすると表示される。これを見れば、罪名が何かというのが分かるので、特殊な 事件であると「ああ,あれかな」というのは分かる。一方で,事前に情報を仕入れすぎて来られるのも困るというところはある。

● 裁判員等候補者に送付する書類の中で、裁判員等選任手続期日のお知らせは、呼出状に該当する書面と言いながら「呼出状」と大きく記載していないのは配慮があると感じている。「呼出状」というと、何か自分が悪いことをして呼び出されたような印象があり、ハードルが高くなってしまう。

一方で、裁判所にお越しにならないときは、過料の制裁があると書いてある。質問票にも虚偽の記載したときには過料の制裁があるという記載がある。このようなことが書いてあることで、「絶対来なさいよ」と柔らかく脅しをかけられる気持ちになるが、逆に、来てくださる率が高まるのであれば、功罪両方あるのかなとも思う。

もともと裁判所は、かなり敷居が高いところだと思う。裁判員等候補者になったら、恐る恐る「どうしようかな」と思っている反面、「せっかく呼ばれたのだからちょっと行ってみたい、興味がある」といった、両方の気持ちが人間は生じるのだと思う。そういうときに、恐る恐る「どうしよう」というのではなくて、「興味もあるし、やはり社会の役に立ったりするよ」という方に心の振り子を振らせようとしたときに、過料についての記載はどちらかというと、行きたい方の

働いている人が、9日も会社を休むというのは難しいと思う。事件によって長 短あると思うが、短くする工夫はできないのかとも思った。

気持ちを上げない感じがした。

それから、易しいパンフレットや冊子を同封してあったり、すごく丁寧に書類を整えてあるなと感じた。もう一つ加えるものがあるとすれば、裁判員を経験した方が、「最初はドキドキだったけれども、一度行ったらこういうふうに自分にとって良かった」みたいなのものを、コラムみたいな形ででも入れて、もう少し人の心を動かすようなものが見えやすいところにあれば良いと思った。気持ちを動かす部分がもう少しあれば、裁判所に来やすくなるのではないかなと思った。

◆ 職務従事期間を短くする工夫はしているが、やはり時間が掛かるものは掛かってしまう。今回、選任手続を体験していただいたり、傍聴していただいたりした事件は、審理が始まる前は、2週間にわたる審理になっても仕方がないの

かなと思っていた。ただ実際の審理が終わった現在は、あの証人が本当に必要だったのかとか、あの証拠が必要だったのか、などと反省している。

我々としてはこうした反省を積み重ねて、次に同じことを繰り返さないように どうすれば良いかということをまず合議体のメンバーで話して、検察官、弁護人 と、具体的な事件の中で話し、その事件にふさわしい適正な期間で審理ができる ようにしていくしかないのかなというのが今の認識である。

- ◆ 裁判員等候補者の中に、過料の制裁についての質問をされる方やネガティブなことを理由としてお話をされる方がいないわけではないが、裁判所としては、御理解と御協力をいただきたいので丁寧にお話をさせていただいている。多くの場合、そういうことであれば協力できるなら協力するし、できなければしないということをおっしゃっていただくので、単に、過料があるということ、裁判の呼出しという言葉が持つ響き、出頭という言葉が持つ響きだけで、御理解と御協力をいただきにくいような状況にならないように、できるだけ丁寧に説明をしているつもりである。
- ◆ 若干補足させていただくと、質問票等に記載すべき事項も法で定められており、国の機関である裁判所としては、法律に記載してある内容をできるだけ忠実に伝えていこうとするので、その結果、やや硬い表現になる。また、過料などという不利益な処分を科すような場合が仮に生じたとすれば、事前にそれを告知しておかなければならないという意味合いもある。柔らかく表現できるところは柔らかくしたり、目立たないように小さく書いてみたりという配慮はしている。全国一律な部分もあるので、広島だけで変えるというのは難しいところもあるが、候補者の方、地裁委員の皆様の声も聞きながら、まだまだ改善するところがあるのであれば引き続き考えていきたい。
- 裁判員等候補者に送付される裁判員等選任手続期日のお知らせなどは何となく出頭を強制されているという感じがした。最高裁から送付される書類に同封されていたDVDの中の裁判員経験者の、例えば、家族から裁判員になることを羨ましがられたとの声は、裁判員として参加してみたいという気持ちの後押しになるが、今の位置のままではDVDを最後まで見た人にしかこの声が伝わらない。もう少し目につきやすいところで、こういった経験者の声を活かして

はどうか。

● 裁判員等候補者には、最高裁から送付される封筒と裁判員等選任手続期日のお知らせ文書等の2種類のものが届く。最高裁から送付される封筒はすべての表現が優しく平易で、非常に気を遣っていると感じて驚かされた。特に同封されていたDVDでは、裁判員をやってよかったということを様々な年代の方がおっしゃっていて、誰でもできるんだなと思った。裁判員広報は次のステップとしてこのような声を広げる時期に来ていると思う。

次に送られてくる裁判員等選任手続期日のお知らせ文書等は専門用語が多く敷居が上がり、今日の選任手続期日で敷居が下がった。この期日での裁判官や職員の対応はお世辞ではなくすごく良かった。裁判長は誠実に優しく声を掛けてすごく気を遣っているのが分かったし、ほかの職員の方も誠意が感じられる良い佇まいだった。洗練されてきていると感じた。

- グループ質問で質問をされる際に圧迫感みたいなものはなかったか(事務担当者注:「ご自身又は家族など近しい方が同種の被害に遭った経験をお持ちの方は挙手をお願いします。」との質問がされた。)。
- 全体への質問なのでそれはなかった。非常に紳士的でやさしく問いかけているような感じだった。
- 不安があったときに、その場で手を挙げて言えるような雰囲気だったか。
- どの程度被告人や事件と近しかったら裁判員になることができないのかが分からなかった。近所で見たことがある程度だったらどうなのかなど、基準のようなものが知りたい。例えば、裁判員として参加したいと思っているときに、全く知らないわけではないということを正直に言えるかというのはあると思うので、どの程度だったらどうなのかというのは知っておいた方が良いと思う。

雰囲気としては、発言できる雰囲気であったが、基準が分からないので、初めからそれを言ってしまうと、裁判員になれない気がして発言できない人もいるのではないかと思った。

● 同種の被害に遭っている人というのは少ないと思う。同種でなくても、何らかの被害に遭ったことがあれば考えが変わるようにも思うので、同種の被害に限って良いのかという気がする。

- 「同種の被害」と言われてどのようなものを想像されたか。例えば、強盗殺人と車上狙いに遭ったことがあるというのが、同種の被害になると思われるか。
- 今回は御遺体の写真を見るという説明の後で「同種の被害に遭われたことがありますか」と質問されたと思うので、自分や家族がけがをするような被害に遭ったことがあるかという意味だと思った。
- 一義的には強盗殺人だと思ったが、被害者がやっていた高利貸を利用し、被害に遭ったような経験があるかといったことを聞かれたのかなとも思った。
- どうして同種の被害に遭っていたら除外事由になるのかが分からない。同種 の被害に遭うと、感情的にひどい質問をするなどという認識なのか。
- ◆ 不公平な裁判をする恐れがある方は、裁判員としての職務を担っていただくにはふさわしくないというのが、法律の規定である。そうすると不公平な裁判をする恐れがある方か否かということをどこかのタイミングで確認しなければならないが、その質問をダイレクトにするのか、今回のように「事件と関係が何かありますか」、「報道以上に何か詳しい情報をお持ちですか」という質問の流れの中で確認する方法があると思う。仮に、同じような被害を受けたことがあり、「こういうことをする被告人のことは絶対に許せない」とか、あるいは逆に、闇金で大変な目に遭った方がいて「闇金をしているような被害者のことは許せない」と思う方があったときには不公平な裁判をする恐れがある可能性を否定できないということを考えている。
- そういう人もいるからこそ、裁判員制度ではないのか。アトランダムに裁判員等候補者を選んでいるのだし、反社会的な考えを持っている人はともかく、「いや、実は自分もこういう被害を受けて・・・」ということがあってもいいのではないか。
- ◆ 「どんなに話し合っても私は被告人のことを絶対許しません」というふうに 思考が固まってしまっているような方に、本当に裁判員の職務が果たせるのか というところを確認する方法の一つとして質問しているのだが、それに対して どういうお答えをされるかによって、裁判員に絶対になれないとかなれるとか という話ではない。

- 皆さんの意見と擦り合わせが難しい人は裁判員から外すということか。
- ◆ 意見の擦り合わせが難しい方ということを除外することが目的ではなく,公 平な裁判をする方を選ぶことが目的である。
- 例えば、強姦事件を裁くときに、そういうことをする被告人は許せないという 人は裁判員から外すのか。
- ◆ 性犯罪かどうかはともかくとして、かつて実際にこういう事件に近しい人が 遭って、「私としてはこういう裁判には耐えられない」ということを申告され た方がいないわけではない。そういった方がいらっしゃるかどうかを確認する 意味もあるので、「同種の被害に遭われたことがありますか」ということをお 聞きしているところであるが、質問の仕方やタイミングについては工夫の余地 が大いにあるかと思う。
- 御遺体の写真を見たくない方については辞退が認められると思うが、その他にも死刑判決に関わりたくないから辞退したいという方もあると思う。また、最近では小倉支部で暴力団関係の事件で被告人の関係者が裁判員に声を掛けるという事案があったように、暴力団が絡む事件などで報復が恐いという理由で辞退したいという方もあると思う。これは、裁判員をやってみたいという意欲のある人にとって大きなマイナスになる事情であり、本気で対策をとって防がないといけない。
- ◆ 御遺体の写真を見たくないという方、今回の模擬選任手続の個別質問を行った二人目の方のような場合、辞退事由の規定が政令6号であり、身体上、精神上又は経済上の重大な不利益を被ると認定される場合は、辞退を認めることになっている。もし、個別質問時に「写真は本当に全部見なければいけないんですか」という質問が出たときは、裁判所の答えとしては、「全部見る必要があります」ということになる。その上で、御遺体の写真を見ることによって精神的に負担となることが強く予想されるときは、私たちの合議体は「政令6号で辞退」という判断をすることになろう。

もし、死刑判決に関わりたくないとか、暴力団の報復が恐いのでこの事件に関わりたくないという申告がされた場合には、これと同じ規定に基づいて辞退を認めるかどうかを決める枠組みになっている。

- 裁判中に裁判員が気分が悪くなったときはどういう対応ができるのか。
- ◆ 裁判はいったん止め、法廷の緊急ボタンを押して応援を呼んだり、書記官から必要な部署に連絡をしたりする。
- 裁判員や補充裁判員の方が倒れて、その後裁判員等を続けていくことが難しいようであれば、辞退の申出をしていただいて辞退を認めることになると思う。精神的なものであれば、その後は、メンタルヘルス窓口を御案内したり、裁判員等は非常勤の国家公務員なので、公務災害として治療費をお支払したりという手続をとることになると思う。
- 企業の従業員であっても、公務災害として対応するということか。
- そうである。メンタルの問題は後日出ることもあるので、メンタルヘルスの 電話相談窓口やネット相談窓口で医師に相談できる仕組みを作っている。ま た、死刑判決が出たときなど何か後日問題になることがあるような事案のとき は、裁判長が裁判の終了後、「お変わりありませんか」と手紙で様子を伺うこ ともある。
- ◆ 今回,模擬選任を体験していただいた事件の実際の選任手続は公判が始まる前の週の木曜日に行ったが,選任された日にメンタルヘルス窓口の御案内をさせていただいている。裁判員に選ばれただけでも相当なストレスが掛かると考えている。もし裁判を迎えるまでに何かあったときは,平日の日中であれば我々もいるので,遠慮なく電話をしてくださいと案内している。
- ◆ 他庁のことなので、詳しい事情や事実関係が分からない前提ではあるが、先日、中国新聞の社説に小倉支部での声掛けの件を受けて「裁判所は国民の参加と幅広い理解なしにはこの制度が存続できないことを肝に銘じてもらいたい」と掲載されていたが、その言葉はそのまま私たちが普段心掛けていることでもある。

もちろん,裁判員等候補者,裁判員,補充裁判員の方々に対して,一般の方々と動線が重ならないような配慮はしているが,報道によれば,小倉の事件は裁判所の敷地の外で起こったことのようであるので,裁判所の敷地外であっても,候補者,裁判員,補充裁判員の方々が不安に思われるようなことが絶対にないような目配りをしていかなければならないと思っている。

裁判員制度が始まった当初から、それぞれの裁判所の判断で裁判員等を裁判所の の庁用車で送迎したり、タクシーを利用していただくというシステムがあるの で、そういった方法を改めて検討していかないといけないと思っている。

加えて、これも報道によるところではあるが、小倉の件では声を掛けられて不安に思われた裁判員や補充裁判員の方が、同じチームの一員である裁判長、裁判官、裁判所に率直にお話しになられたことがきっかけで判明したようである。先ほどのメンタルケアもそうであるが、少しでも不安に感じたり疑問を感じたりしたときに、同じチームの一員である裁判官や裁判所のしかるべき窓口に「こういうことがあった」、「こういうことで辛い思い、恐い思いをした」ということを率直に言っていただけるような態勢や、チームとしての雰囲気作りに努めていきたいと思うし、毎日裁判員等候補者の方々と様々な関わりを持つ私どもはその点を特に肝に銘じて日々仕事をしていかないといけないと思っている。

- 今回模擬選任手続をしたり、傍聴をした事件は、社会的にかなり注目された 事件だった。先入観を持つ方もいたと思うが、様々な報道がなされる中、情報 に接した方がいいのか接しない方がいいのか、その辺の説明を裁判員等にした のか。
- ◆ 裁判員に選ばれた方には、まず、法律に基づいて刑事裁判のルールを説明している。三つあり、立証責任は検察官にあること、証拠に基づいて判断しなければいけないこと、常識的に考えて間違いないと言えなければ被告を有罪にすることができないということである。

こういった説明をする中で、新聞等で認識した情報で判断してはいけない、法 廷に出された証拠に基づいて判断することになるという説明をまず最初にする。

その後も事あるごとに、主張は主張、証拠は証拠で区別をする、そして、報道やインターネットの情報だとかは判断の材料にならないということを雑談まじりに説明をさせていただいているので、テレビや新聞等で事件のことを御覧になっている方はいるかもしれないが、現にそういったところで困ったことはない。

● 裁判所に来なければならない2週間くらいの期間を約2か月前に知らされる。働いている方であれば、普通、選ばれた場合に備えて何か手当てをすると思う。しかし、あらかじめ手当てをしていて選ばれなかったら、補充で仕事を

してくれる予定だった人とダブることになる。一方,裁判員に選ばれてから手当てをしようとすると,木曜日に選任されて,翌月曜日から裁判が始まる日程では余りにも時間が足りない。裁判員に選任されてから裁判が始まるまでのスケジュール感はこういうものなのか。

◆ これも実は正解がないと思っており、それぞれの立場やそれまでの生活スタイルによって、1週間ぐらい前に分かっていないと困るという方もいらっしゃれば、選ばれたその日から裁判が始まった方が拘束される日数が少ないので助かるという方もいらっしゃる。どの辺りに落ち着かせるかというところを試行錯誤しながらやっているのが現状である。

今回の事件のように職務従事期間が2週間となると、選ばれた後に仕事や家庭でのやりくりが必要だろうと考え、選任手続期日を金曜日ではなく木曜日にしてスケジュール調整のための期間を空けた。しかし、それが良かったかどうかは今は分からない。

- 普段も二,三十人の候補者の中から裁判員6人を選ぶのか。
- ◆ そうである。実際の選任手続期日では、期日に来られた28人から補充裁判員を含めて9人を選ばせていただいた。
- 働いている人が裁判員として参加する場合の休暇について、法的整備がされていないが、裁判員に選ばれた人に、年齢や職業で特徴はあるのか。
- ◆ 裁判員制度が施行されるとき、裁判所から企業に対し休暇制度の整備をお願いしていた。実際には、余力がある会社という言い方が良いのかどうか分からないが、人的なカバーがしやすい会社は裁判員として参加する際の特別休暇を設けていただいているところもあるが、そうでない会社もあると聞いている。これまでの裁判員等になっていただいた方に会社員の方もいらっしゃったので、会社員だから裁判員になる方がいらっしゃらないということはない。
- 従業員を裁判員として参加させるときに、会社はどういう配慮をしたのだろうか。
- 制度的に整備されていても、実態は別である。余人をもって代えられないことがあれば、休暇制度があっても裁判員として参加することが難しい方もいらっしゃるのではないか。

- ◆ 会社員で裁判員になられた方で、休憩時間によく会社と連絡をとっていらっしゃった方もいるので、決して暇だから裁判員になったということはないと思う。
- 従業員から裁判員裁判に参加したいと言われたら、会社の方は拒否できるのか。本人が裁判員裁判に「是非出たい」と言ったら、その上司は「いや、仕事が忙しいから断ってこい」とは、なかなか言いにくいし、会社が断らせてはいけないのだろう。
- 事前に送付された書類の中に、「裁判員候補者になったことを公にしないでください」と記載されているが、会社の人事担当者に言うことは構わないのか。
- 構わない。
- この記載は誤解を与えると思う。
- 「会社の上司や同僚に、家族に話をし書類を見せることは全く問題ありません」という記述があったかと思う。インターネットやSNSで流すことはいけないという趣旨で書いているのだが、分かりにくいかもしれないので、記載ぶりについて考えてみたい。

会社員の方は来ていただく前に、有休を取ったり代替要員を手当てしたりしていただくことになるが、裁判員に選ばれなかったときに、元の状態に戻すには何日ぐらい掛かるのか。

- 手当てしていたことを元に戻すのはまだ被害が少ないが、木曜日に裁判員に選ばれて月曜日から裁判に出ないといけないとなると、企業は金曜日1日しかないのでちょっと辛いなという気がする。例えば、裁判員候補者に選ばれた人がキーパーソンだったら、2か月前から職務従事期間にはスケジュールを入れない。その上で裁判員にならなかったとなると、この2週間が空白になるので、ダメージが大きい気がする。
- 前回,裁判を傍聴していただいた際に,いただいた御質問についての回答をお願いしたい。
- ◆ 犯罪の成立には争いがないと言うものの、被告人が被害者の胸を灰皿で叩いたのかというところが争点になっていたが、その理由がよく分からないという

御意見をいただいていた。

端的に言うと、当事者である検察官の主張を尊重して争点化した。事前に争点と証拠を整理する公判前整理手続の段階で、その点を争点化して、医師の尋問を実施する必要があるかということについて、裁判所も大いに疑問を持っており、当事者と議論を重ねた。しかしながら、公訴事実に記載がある事実について、当事者の主張が対立していたということを考えると、あらかじめ証拠の内容を見ることができない裁判所としては、最終的には当事者の意向、特に立証責任を負っている検察官の意向を無視して争点を設定するということが難しく、争点化せざるを得なかったというのが実情である。

今後は、争点について裁判官、裁判員に判断してほしい理由を、冒頭陳述の中で明らかにしていただければ、我々としても「あ、これが争点なのだな」と「自分たちはここを判断する責務があるのだ」ということが分かるので、事前の争点整理の段階で意味のある争点なのかどうかということをギリギリ詰めていきたいと思っている。

二つ目として,第1回公判の証拠調べで,解剖に関する報告書のうち一部の取調べを割愛したが,複雑でない証拠,そう難しくない証拠であればそのまま取り調べても良かったのではないかという御意見をいただいていた。

割愛したものは、複数枚の解剖写真である。被害者の胸部を開いたところの写真で、傷の部分についてはカラーにしないといけないということだったので、一部だけ赤く残っていたが、刺激的にならないように、検察官の方で御配慮いただき、その他は白黒化するという配慮をしていただいた。とはいえ、御遺体の写真なので、何度も見る必要はないだろうと考えた。また、次の日の解剖医の尋問でその写真を示しながら解剖医の説明を受けるとあらかじめ聞いていたので、裁判員の負担を考え、第2回公判で行われる医師の尋問のときに見ていただき、初日は割愛してもいいのではないかと考えたものである。

しかし、第2回公判で証拠の写真を見た今、そもそも解剖に関する報告書を審理の最初に調べる必要があったのかということに疑問がないわけではなく、やはり公判前整理手続の中で証拠の取調べ順序、取調べ方法についても、もう少し議論をして、工夫をする余地があったのではないかと反省している。

- 今回の委員会が任期中最後の委員会となる委員の方から一言お願いしたい。
- これまで11か月委員を務め、3回委員会に出席したが、裁判所もみんなで課題を見付け改善に向けて取組をしていることが良く分かった。裁判員裁判は、テレビや小説で見たが、他人事だと思っていた。傍聴や選任手続を通じて人としての温かみを感じる運営がされていると思った。
- 裁判所イコール人を裁く極めて閉ざされた世界と思っていた。民間の意見を聞いて、変わろう、変えようとしている努力をしていると感じた。
- 医療関係の裁判、専門委員が関与する裁判について皆さんの意見を聞いてみたいと思っていた。この委員会で裁判長、裁判官の話を聞いて、温かみがあると感じた。職務上、医療訴訟にならないよう気を付けているが、医療訴訟は決して減らないので、きちんとした裁判が行われるのを期待している。

裁判所は広報が大切だと思う。裁判員裁判が始まったときは、みんなチラシなどを見ていたが、今は経験者の皆さんの意見が書かれていても読む人はなかなかいない。改めて広報して、裁判員裁判が良い方向に進むように祈っている。

以上